

埼労基発0616第2号

令和4年6月16日

関係団体の長 様

埼玉労働局労働基準部長

(公 印 省 略)

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法に基づく化学物質等の表示及び文書交付制度については、平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和元年7月25日最終改正。以下「1号通達」という。）により示されているところですが、令和4年5月31日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）が公布されたこと等に伴い、1号通達が改正され、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて指示がされております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基安化発 0531 第 1 号
令和 4 年 5 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和元年 7 月 25 日最終改正。以下「1号通達」という。）により示しているところであるが、令和 4 年 5 月 31 日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号。以下「改正省令」という。）が公布されたこと等に伴い、下記のとおり改正したので、了知の上、化学物質の譲渡又は提供を行う管内の事業者に対して周知されたい。

記

第 1 1号通達の一部改正

別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。なお、改正後の 1 号通達は別紙 2 のとおりである。

第 2 改正の概要

- 改正省令で新たに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 第 1 項の規定による通知事項に追加された「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」について、留意事項を示したこと。
- 通知事項のうち以下の事項について、留意事項を示したこと。
 - （1）「成分及びその含有量」について、営業上の秘密に該当する場合の通知

の留意事項を示したこと。

(2) 「貯蔵又は取扱い上の注意」について、保護具の種類を必ず記載するよう示したこと。

(3) 成分の含有量の表記の方法について、含有量に幅が生じる場合の記載の留意事項を示したこと。

3 表示事項のうち「成分」について、平成 26 年の法改正で法第 57 条第 1 項の規定による表示義務がなくなった後も表示することが望ましいとしていたが、表示対象物の増加に伴い表示が困難となっているため、削除したこと。なお、引き続き「成分」を表示することは差し支えないこと。

4 その他所要の改正を行ったこと。

平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（最終改正 令和4年5月31日付け基安化発0531第1号）新旧対照表

新	旧
<p>化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）（以下「化学物質等」という。）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成18年10月20日付け基発第1020003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）」及び令和4年5月31日付け基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」等をもって通達されたところであるが、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく表示及び法第57条の2の規定に基づく文書交付等（安全データシート（SDS）等による通知をいう。以下同じ。）の運用に当たったの留意事項は、下記のとおりであるので、円滑な施行に遺漏なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 化学物質等に係る表示制度の改善関係</p> <p>第1 容器・包装等に表示しなければならぬ事項</p> <p>1 名称（法第57条第1項第1号イ関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）（以下「化学物質等」という。）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成18年10月20日付け基発第1020003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）」をもって通達されたところであるが、その運用に当たったの留意事項は、下記のとおりであるので、円滑な施行に遺漏なきを期されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 化学物質等に係る表示制度の改善関係</p> <p>第1 容器・包装等に表示しなければならぬ事項</p> <p>1 名称（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項第1号イ関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p>

<p>(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2 その他</p>	<p>2 成分</p> <p>「成分」に係る表示義務については、平成26年の法改正によって削除されたところであるが、各事業者の判断において、適切と考えられる「成分」に係る表示事項を表示することとは望ましいこと。</p>
<p>第2 その他</p> <p>1 GHSに従った分類を行う際に参考とすべき JISZ7252 については、JISZ7252:2019 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252:2019」という。)を用いること。なお、JISZ7252:2019 については日本産業標準調査会のホームページ (http://www.jisc.go.jp/) において検索及び閲覧が可能であること。</p> <p>2 JISZ7253:2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253:2019」という。)に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・</p>	<p>1 GHS に従った分類を行う際に参考とすべき JISZ7252 については、JISZ7252:2019 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252:2019」という。)又は JISZ7252:2014 (GHS に基づく化学品の分類方法) (以下「JISZ7252:2014」という。)を用いること。ただし、JISZ7252:2014 は令和4年5月25日に失効するので留意すること。なお、JISZ7252:2019 については日本産業標準調査会のホームページ (http://www.jisc.go.jp/) において検索及び閲覧が可能であること。</p> <p>2 JISZ7253:2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253:2019」という。)又は JISZ7253:2012 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラ</p>

包装等に表示しなければならぬ事項を満たすこと。なお、JISZ7253:2019 については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。

ベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS) (以下「JISZ7253:2012」という。)に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令において規定する容器・包装等に表示しなければならぬ事項を満たすこと。ただし、JISZ7253:2012は令和4年5月25日に失効するので留意すること。なお、JISZ7253:2019については日本産業標準調査会ホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。

II 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等

第1 文書交付等により通知しなければならぬ事項

- 1 (略)
- 2 成分及びその含有量 (法第57条の2第1項第2号関係) (1)～(3) (略)

(4)ア 労働安全衛生法施行令 (昭和47年政令第318号) 第17条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則 (昭和47年労働省令第36号)、鉛中毒予防規則 (昭和47年労働省令第37号)、四アールキル鉛中毒予防規則 (昭和47年労働省令第38号) 及び特定化学物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第39号) の対象物質は、SDSの成分及びその含有量の記載は省略できないこと。また、厚生労働大臣がばく露の濃度基準を定める物質については、SDSの成分の記載は省略できないこと。

イ アの物質以外の物質であつて成分及びその含有量が営業上の秘密に該当する場合は、SDSにはその旨を記載の上、成分及びその含有量の記載を省略し、秘密保持契約その他事業者間で合意した方法により、SDSとは別途

II 化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等

第1 文書交付等により通知しなければならぬ事項

- 1 (略)
- 2 成分及びその含有量 (法第57条の2第1項第2号関係) (1)～(3) (略)

通知することも可能であること。

- 3 (略)
- 4 人体に及ぼす作用 (法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号関係)
- (1) ~ (4) (略)
- (5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合 (以下「分類できない」という。) 又は、常態が液体や気体のものについては固体に関する危険有害性クラスの違いが分からないなど分類の対象とならない場合及び分類を行うのに十分な情報が得られているもの、分類を行った結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいていずれの危険有害性区分にも該当しない場合 (発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、又は得られた証拠が区分するには不十分な場合を含む。以下「区分に該当しない」という。) のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。
- なお、記載にあたっては、事業者向け GHS 分類ガイド ラインを参考にする。
- 5 貯蔵又は取扱い上の注意 (法第 57 条の 2 第 1 項第 5 号関係)
- 次の事項を記載すること。このうち、(5)については、想定

- 3 (略)
- 4 人体に及ぼす作用 (法第 57 条の 2 第 1 項第 4 号関係)
- (1) ~ (4) (略)
- (5) GHS に従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合 (以下「分類できない」という。) 又は、常態が液体や気体のものについては固体に関する危険有害性クラスの違いが分からないなど分類の対象とならない場合及び分類を行うのに十分な情報が得られているもの、分類を行った結果、GHS で規定する危険有害性クラスにおいていずれの危険有害性区分にも該当しない場合 (発がん性など証拠の確からしさで分類する危険有害性クラスにおいて、専門家による総合的な判断から当該毒性を持たないと判断される場合、又は得られた証拠が区分するには不十分な場合を含む。以下「区分に該当しない」という。) のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS では当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。
- なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイド ラインを参考にする。
- 5 貯蔵又は取扱い上の注意 (法第 57 条の 2 第 1 項第 5 号関係)
- 次の事項を記載すること。

される用途での使用において吸入又は皮膚や眼との接触を保護具で防止することを想定した場合に必要なとされる保護具の種類を必ず記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 管理濃度、厚生労働大臣が定める濃度の基準、許容濃度等

(4)～(6) (略)

6 (略)

7 (略)

8 危険性又は有害性の要約(則第34条の2の4第2号関係)

(1) GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向けGHS分類ガイダンスを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHIP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」等を参考にすること。

(2) (略)

(3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS

(1)・(2) (略)

(3) 管理濃度、許容濃度等

(4)～(6) (略)

6 (略)

7 (略)

8 危険性又は有害性の要約(則第34条の2の4第2号関係)

(1) GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向けGHS分類ガイダンスを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム(NITE-CHIP)」、厚生労働省が作成し「職場のあんぜんサイト」で公開している「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」等を参考にすること。

(2) (略)

(3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」又は「区分に該当しない」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHS

<p>では当該危険有害性クラスの情報、必ずしも記載を要しない」とされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。</p> <p>なお、記載にあたっては、<u>事業者向け GHS 分類ガイドライン</u>を参考にする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>想定される用途及び当該用途における使用上の注意 (則第 34 条の 2 の 4 第 4 号関係)</u></p> <p><u>JIS7253:2019 附属書 D「D. 2 項目 1 - 化学品及び会社情報」の項目において記載が望ましいとされている化学品の推奨用途及び使用上の制限に相当する内容を記載すること。</u></p> <p>11 <u>適用される法令 (則第 34 条の 2 の 4 第 4 号 (令和 6 年 4 月 1 日以降は第 5 号) 関係)</u></p> <p>(略)</p> <p>12 その他参考となる事項 (則第 34 条の 2 の 4 第 5 号 (令和 6 年 4 月 1 日以降は第 6 号) 関係)</p> <p>(1) <u>SDS 等を作成する際に参考とした出典を記載すること</u>が望ましいこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 2 成分の含有量の表記の方法 (則第 34 条の 2 の 6 関係)</p> <p><u>通知対象物であって製品の特性上含有量に幅が生じるもの等については、濃度範囲による記載も可能であること。なお、含有量を秘匿する目的での濃度範囲による記載を認める趣旨ではなく、営業上の秘密に該当する場合は、第 1 の 2</u></p>	<p>では当該危険有害性クラスの情報、必ずしも記載を要しない」とされているが、「分類できない」、「区分に該当しない」の旨を記載することが望ましい。</p> <p>なお、記載にあたっては、<u>事業者向け分類ガイドライン</u>を参考にする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>適用される法令 (則第 34 条の 2 の 4 第 4 号関係)</u></p> <p>(略)</p> <p>11 その他参考となる事項 (則第 34 条の 2 の 4 第 5 号関係)</p> <p>(1) <u>安全データシート (SDS) 等を作成する際に参考とした出典を記載することが望ましいこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第 2 成分の含有量の表記の方法 (則第 34 条の 2 の 6 関係)</p> <p><u>成分として表記すべき化学物質の含有量が 10 パーセントに満たない場合は、「10 パーセント未満」と記載すれば足りること。</u></p>
--	--

(4)のとおり SDS には記載せず別途通知することが可能であること。また、重量パーセント以外の表記による含有量の表記がなされているものについては、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行うたものと見なすこと。

第3 その他

1 JISZ7253:2019 に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならぬ事項を満たすこと。なお、JISZ7253:2019 については、日本産業標準調査会のホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。

2 事業者向け GHS 分類ガイダンスは経済産業省のホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/nt/ghs_tool_01GHSmanual.html) で閲覧が可能であること。

3 表示及び SDS の記載にあたっては、邦文で記載するものとする。また、事業場内においては、当該物質を取り扱う労働者に記載内容について周知するものとする。なお、取り扱う

第3 その他

1 JISZ7253:2019 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253:2019」という。) 又は JISZ7253:2012 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) (以下「JISZ7253:2012」という。) に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならぬ事項を満たすこと。ただし、JISZ7253:2012 は令和4年5月25日に失効するので留意すること。なお、JISZ7253:2019 については、日本産業標準調査会のホームページにおいて検索及び閲覧が可能であること。

2 事業者向け分類ガイダンスは経済産業省のホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/nt/ghs_tool_01GHSmanual.html) で閲覧が可能であること。

3 表示及び安全データシート (SDS) の記載にあたっては、邦文で記載するものとする。また、事業場内においては、当該物質を取り扱う労働者に記載内容について周知するもの

<p>労働者が理解できる言語で表示及び SDS を記載することが望ましいこと。</p> <p><u>4 SDS の記載に当たっては、事業者団体が記載例を公表している場合には、当該記載例も参考にする</u>ことが望ましいこと。</p>	<p>とする。なお、取り扱う労働者が理解できる言語で表示及び SDS を記載することが望ましいこと。</p>
--	--